

○尼崎市青少年健全育成基金条例

昭和57年10月9日

条例第45号

改正 昭和62年3月6日条例第4号

平成元年3月6日条例第5号

平成6年3月31日条例第7号

平成13年5月23日条例第25号

(設置)

第1条 本市における青少年団体による地域活動を推奨し、青少年の指導体制を充実することにより、青少年の健全な育成を図るため、尼崎市青少年健全育成基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、450,000,000円とする。

(昭62条例4・平元条例5・一部改正)

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金から生じる収益の支出)

第4条 基金から生じる収益は、尼崎市特別会計青少年健全育成事業費歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な事業(以下「青少年健全育成事業」という。)の実施に要する経費に充てる。

2 市長は、青少年健全育成事業の実施に当たっては、尼崎市青少年問題協議会の意見を聴かなければならない。

(平13条例25・一部改正)

(基金への編入)

第5条 市長は、青少年健全育成事業に支出してなお剰余金があったとき、及び青少年健全育成事業のための寄付金があったときは、これらを基金に編入することができる。

2 前項の規定により基金への編入が行われたときは、基金の額は、編入額相当額増加するものとする。

(処分)

第6条 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平6条例7・追加)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平6条例7・平13条例25・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年3月6日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年3月6日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年5月23日条例第25号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。